

東京都主任介護支援専門員更新研修受講者調布市推薦基準

第1 目的

この基準は、東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（以下「都実施要綱」という。）に基づき、東京都主任介護支援専門員更新研修（以下「研修」という。）受講者を東京都に推薦するうえで必要な事項について、次のとおり定める。

第2 対象者

都実施要綱に定める要件を満たす者とする。

第3 推薦基準

次に掲げる要件に該当したうえで、主任介護支援専門員として一定の実績、地域の中核となって活躍しうる高い能力及び意欲があり、今後も活動が期待できると調布市が認めた者を東京都に推薦する。

(1) 区市町村推薦要件

- ア 研修の修了後、最低1年間は、引き続き調布市内で働く予定があること。
- イ 調布市及び調布市地域包括支援センター等が行う研修会、事例検討会、情報交換会、地域連携会議及びケアプラン点検等、主任介護支援専門員の役割を担う事業に積極的に参加していること。
- ウ 介護支援専門員調布連絡協議会（以下「協議会」という。）が行う活動、事業の計画・企画運営及び派遣依頼等に可能な限り協力をしていること。
- エ 調布市及び調布市地域包括支援センター等からの支援困難事例の受入りに積極的に取り組んでいること。
- オ 地域のニーズ、課題等を把握し情報共有を図るとともに、他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等の役割を担っていること。
- カ 「リ・アセスメント支援シート」を積極的に活用していること。

(2) 主任介護支援専門員としての実践要件

ア 地域ケア会議

都実施要綱3(2)オに定める「地域ケア会議」とは、調布市においては、「関係者会議（個別会議）」及び「地域ケア会議」とする。

イ 区市町村が認める要件に該当する者

都実施要綱3(2)クに定める「区市町村が認める要件に該当する者」については、主任介護支援専門員としての役割を実践している者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 都内の区市町村が実施する初任段階の介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員が現場での実習型研修を行う事業に初任段階の介護支援専門員の指導者（アドバイザー）として協力した実績がある者
- (イ) 主任介護支援専門員の役割を果たすため、他の介護支援専門員に適切な助言・指導又は地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践している者

- (ウ) 「ケアプラン検証会議」に参加し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等に向けて、主任介護支援専門員としてケアマネジメント支援を行っている者
- (3) 主任介護支援専門員としての資質向上要件
- ア 区市町村が認める要件に該当する者
- 都実施要綱3(3)オに定める「区市町村が認める要件に該当する者」については、主任介護支援専門員として資質向上を図っている者であって、次のいずれかに該当する者とする。
- (ア) やむを得ない事情により都実施要綱3(3)アの毎年度4回以上の要件を満たすことができないが、年平均4回以上又は当該期間の属する年度を除き毎年度4回以上ある等、「毎年度4回以上」と同等程度、研修等に参加している者
- (イ) 都実施要綱3(3)アに定める職能団体以外が開催する研修のうち、ケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図る研修等（以下「その他研修」という。）に毎年度4回以上参加した者
- なお、都実施要綱3(3)アに定める職能団体が開催する研修及びその他研修を合わせて毎年度4回以上参加した者を含む。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響による研修の中止・延期等に伴い、令和元年度、令和2年度及び令和3年度の研修参加回数が特例措置による必要回数に満たなくなった者

第4 選考（審査）

審査は、提出書類及び面接等により、「介護支援専門員に対するスーパーバイズ」、「地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信」、「事業所及び職種間の調整、事業所における人事・経営管理」、「利用者の視点に立ったサービスの質・量の確保、改善提案」等について、推薦を受けようとする者の考え方、資質及び活動実績等を十分に確認し行う。提出書類について、東京都が定めるもののほかは、別に定める。

第5 推薦

第4に定める選考（審査）を踏まえ、推薦の可否及び推薦の順位を決定する。

なお、調布市地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業所が適正に事業を実施することができるよう、調布市地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員及び指定居宅介護支援事業所の管理者として職務に従事することを目的として配置される者を優先的に推薦する場合がある。

また、研修を受講した場合は、介護支援専門員更新研修の受講は免除されることから、順位付けをする際は、介護支援専門員証の有効期間の満了日を考慮する。

第6 研修修了後の協力等

推薦を受けようとする者が、調布市の推薦を受けて研修を修了したときは、次の協力等を行う。

- (1) 調布市及び調布市地域包括支援センター等が行う研修会、事例検討会、情報交換会、地域連携会議及びケアプラン点検等、主任介護支援専門員の役割を担う事業に積極的に参加すること。

- (2) 協議会が行う活動，事業の計画・企画運営及び派遣依頼等に可能な限り協力をする事。
 - (3) 調布市及び調布市地域包括支援センター等からの支援困難事例の受入れに積極的に取り組む事。
 - (4) 地域のニーズ，課題等を把握し情報共有を図るとともに，他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等の役割を担う事。
 - (5) 「リ・アセスメント支援シート」を積極的に活用する事。
- 2 前項に規定する協力等について，推薦を受けようとする者は法人と十分に協議し，法人がその活動に配慮することの同意を得る事。
 - 3 研修修了者として，調布市地域包括支援センター及び介護サービス事業者等への情報提供に同意する事。
 - 4 勤務先の変更・退職時には，調布市の主任介護支援専門員担当まで，その旨を連絡する事。

第7 雑則

この基準に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附則

この基準は，令和4年5月11日から施行する。